

市民委員会資料①

1 所管事務の調査（報告）

(2) 青少年教育施設指定管理料差額取扱いについて

資料1 青少年教育施設指定管理料差額取扱いに関する検証報告について

資料2 青少年教育施設指定管理料差額取扱いに関する検証報告書

市民・こども局こども本部

（平成28年1月28日）

1 本件の概要

青少年教育施設4施設について、平成26、27年度の指定管理料を支出する際、本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、旧税率を考慮することなく、税率8%をさらに上乗せし、予算を執行していた。

【平成26年度指定管理料について】

施設名	指定管理料(A)	本来の指定管理料(B)	差額(A)-(B)=(C)
子ども夢パーク	67,873,097円	64,684,526円	3,188,571円
青少年の家	78,470,219円	74,879,271円	3,590,948円
黒川野外活動センター	26,086,679円	24,852,394円	1,234,285円
八ヶ岳少年自然の家	284,528,128円	271,316,127円	13,212,001円

【平成27年度指定管理料について】

施設名	指定管理料(A)	本来の指定管理料(B)	差額(A)-(B)=(C)
子ども夢パーク	67,897,300円	64,708,729円	3,188,571円
青少年の家	78,533,487円	74,942,539円	3,590,948円
黒川野外活動センター	26,089,013円	24,854,727円	1,234,286円
八ヶ岳少年自然の家	284,645,436円	271,425,261円	13,220,175円

2 原因調査

【青少年育成課の当時の状況】

- 青少年教育施設に関する業務は、原則、施設管理担当所管であるが、平成25年度のみ育成係が担当、担当職員の育休取得・復帰に伴う引継不足等があった。

【事務処理の流れ】

- 平成26年度指定管理料積算時に、予算の不足が生じないよう、本来の基本となる指定管理料に税率8%をさらに上乗せし、最大額で算定したが、予算執行時に精査を怠った。
- 平成27年度指定管理料積算時は気づかず、前例踏襲のまま予算執行した。

3 発生要因の分析

(1) 組織内のコミュニケーション不足

上司、同僚間でのコミュニケーション及び情報共有不足

(2) 管理監督者のマネジメント能力及び危機管理意識の低さ

所管業務の流れや進捗状況等の把握不足、思い込みによる業務執行、部下への指示不足

(3) 職員の会計事務に対する意識の欠如

根拠法令等に基づく事務執行の意識欠如、上司への説明不足、前例踏襲による積算等

(4) 青少年育成課特有の組織運営上の課題

課長・担当課長の職務範囲の明確な区分等による連携・調整不足等

4 再発防止に向けた取組

(1) 組織づくりに関する取組

- ア 複数担当制の導入
- イ 情報共有の徹底
- ウ 相互けん制機能の強化
- エ 平成28年度こども未来局設置による組織体制の強化

(2) 管理監督者の組織マネジメント力向上のための取組

- ア 風通しの良い職場環境づくり
- イ 所管業務に関する管理の徹底
- ウ 管理監督者による事務執行上のミスを発見する力の向上
- エ 管理監督者の危機管理能力の向上

(3) 職員の人材育成に関する取組

- ア 会計事務に関する能力の向上
- イ 職員の意識改革

(4) 指定管理者制度における事務に関する取組

- こども本部所管の指定管理者制度導入施設の課題
 - ・ 適正な指定管理料の算定及び指定期間の設定
 - ・ 指定管理者と市における責任分担や裁量範囲の明確化
 - ・ モニタリングの確実な実施 等

5 消費税率の改定に伴う算定誤差額の取扱い

協定書の法的位置付け、算定差額分の返還可否について整理を行った結果、消費税率の改定に伴う算定誤差額の返納について、以下の対応を行う。

●平成27年度分について

各青少年教育施設と平成27年度年度協定書の変更協定を締結済、第4四半期の支払額を調整(差額分を減額)し、平成27年度中の返納手続きを行う。

●平成26年度分について

各指定管理者に平成26年度年度協定書に基づき返納について協議をしているが、基本的には年度内に返納してもらうことで合意

6 追加修繕費の取扱い

管理運営法人から平成26年度指定管理料の残額について、修繕費としての支出可否の相談があり、かねてより修繕が必要な箇所であったため、施設の維持・市民サービスの向上に資する必要経費について、精査の上、各管理運営法人に支払うこととする。

●平成26年度追加修繕費額

施設名	平成26年度修繕額		追加修繕額
子ども夢パーク	1,774,631円	+	2,992,307円
青少年の家	2,027,235円		2,676,240円
黒川野外活動センター	355,997円		該当なし
八ヶ岳少年自然の家	9,226,795円		7,283,428円

青少年教育施設指定管理料差額取扱いに関する
検証報告書

平成28年1月28日

川崎市市民・こども局こども本部

目 次

1 本件の概要 -----	1
(1) 消費税率の改定に伴う算定誤差額の発生経過	
(2) 議会への説明の経過	
(3) 指定管理者への説明の経過	
2 原因調査 -----	4
(1) 調査の実施	
(2) 調査の結果	
3 発生要因の分析（職員からの聞き取りより） -----	8
(1) 組織内のコミュニケーション不足	
(2) 管理監督者のマネジメント能力及び危機管理意識の低さ	
(3) 職員の会計事務に対する意識の欠如	
(4) 青少年育成課特有の組織運営上の課題	
4 再発防止に向けた取組 -----	9
(1) 組織づくりに関する取組	
(2) 管理監督者の組織マネジメント力向上のための取組	
(3) 職員の人材育成に関する取組	
(4) 指定管理者制度における事務に関する取組	
5 消費税率の改定に伴う算定誤差額の取扱い -----	14
(1) 法的根拠等の整理	
(2) 今後の対応	
6 追加修繕費の取扱い -----	15
(1) 平成26年度指定管理料での修繕について	
(2) 今後の対応	
参考資料 -----	16
資料1 （案）平成26年度指定管理料等の取扱いに関する覚書	
資料2 （案）平成27年度協定書の一部を変更する協定書	

このたび、こども本部におきましては、本市青少年教育施設4施設において、施設の運営管理に関する指定管理料支出の事務執行の際に、本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、旧税率を考慮することなく税率8%をさらに上乗せし予算を執行していた事実が判明いたしました。

こういった不適切な事務の執行は、市民の皆様からの信頼を損なっただけではなく、施設を運営管理する指定管理者の皆様にも多大な御迷惑をおかけしたところであり、心からお詫びを申し上げます。

本件につきましては、さる平成27年度決算審査特別委員会市民分科会において、当該分科会市民委員から「青少年教育施設の一つである川崎市子ども夢パークに関する平成26年度管理運営委託料決算額について、前年度と比較して大幅に増額している。」との御指摘を受け、事業を所管する青少年育成課がその内容を確認したところ、本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、旧税率を考慮することなく税率8%をさらに上乗せし、予算を執行していたことが判明したところでございます。すべての対象施設を見直す中で、さらに、川崎市子ども夢パークを含む青少年教育施設4施設において、平成26年度のみならず27年度についても、同様の事務処理がなされていたことが確認されております。

こども本部ではこのような状況を重く受け止め、本件に関係した職員からの聞き取り調査等を実施し、本件のでん末から課題・問題点を調査・検証するとともに、再発防止に向けた取組について検討いたしました。また、前述の指定管理料消費税相当の差額分の取扱いについて、対応策を講じましたのでここに御報告いたします。

今後につきましては、こども本部全職員が改善すべき事項を真摯に受け止め、適正かつ的確な業務の遂行を図ってまいります。

また、御迷惑をおかけした指定管理者の皆様に対しては、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

本件を契機に、こども本部においては、全職員が二度とこのようなミスを発生させないという強い決意のもと、市民の皆様からの信頼を一日でも早く回復することができるよう、一丸となって全力を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

平成28年1月28日

市民・こども局こども本部長 小池 義教

1 本件の概要

(1) 消費税率の改定に伴う算定誤差額の発生経過

ア 平成26年度指定管理料の考え方に関する説明（平成25年12月）

平成25年12月、消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応に係る国からの通知を受け、同月、平成26年度指定管理料の考え方が、総務局及び財政局から各事業課に示された。

平成26年度指定管理料については、各指定管理施設により税の算定方法が異なることから、税率改定に伴う予算の不足が生じないように、本来の基本となる指定管理料（内税5%、旧消費税率）に対し税率8%を上乘せし、最大額で算定するよう各課に示された。その際、予算執行時に各課で精査した上で執行するよう財政局から指示があった。

イ 平成26年度協定書締結及び予算執行（平成26年3月）

平成26年度の川崎市子ども夢パーク（以下「子ども夢パーク」という。）、川崎市青少年の家（以下「青少年の家」という。）、川崎市黒川青少年野外活動センター（以下「黒川野外活動センター」という。）及び川崎市八ヶ岳少年自然の家（以下「八ヶ岳少年自然の家」という。）の指定管理料について、予算執行の際には、十分注意するよう財政局から指示があったにもかかわらず、青少年育成課は、予算額の満額を指定管理者である川崎市子ども夢パーク共同運営事業体（注1）、川崎市青少年の家共同運営事業体（注2）、特定非営利活動法人国際自然大学校（以下「国際自然大学校」という。）及び一般社団法人富士見町開発公社（以下「富士見町開発公社」という。）に示し、平成26年4月1日付けで年度協定書を締結の上、予算を執行した。

注1：川崎市子ども夢パーク共同運営事業体

代表者は、公益財団法人川崎市生涯学習財団（以下「生涯学習財団」という。）理事長、構成員は、特定非営利活動法人フリースペースたまりば（以下「フリースペースたまりば」という。）理事長

注2：川崎市青少年の家共同運営事業体

代表者は、生涯学習財団理事長、構成員は、特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター（以下「教育活動総合サポートセンター」という。）理事長

【平成26年度青少年教育施設と指定管理料】

施設名 (管理運営法人名)	指定管理料 (A)	本来の指定管理料 (B)	差額 (A) - (B) = (C)
子ども夢パーク (生涯学習財団 ・フリースペースたまりば)	67,873,097 円	64,684,526 円	3,188,571 円
青少年の家 (生涯学習財団 ・教育活動総合サポートセンター)	78,470,219 円	74,879,271 円	3,590,948 円
黒川野外活動センター (国際自然大学校)	26,086,679 円	24,852,394 円	1,234,285 円
八ヶ岳少年自然の家 (富士見町開発公社)	284,528,128 円	271,316,127 円	13,212,001 円

ウ 平成27年度協定書締結及び予算執行 (平成27年3月)

平成27年度の予算執行に際しても、子ども夢パーク、青少年の家、黒川野外活動センター及び八ヶ岳少年自然の家の指定管理料について、青少年育成課は平成26年度に引続き、本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、税率8%を上乗せした額により、平成27年4月1日付けで年度協定書を締結し、予算を執行した。

【平成27年度青少年教育施設と指定管理料】

施設名 (管理運営法人名)	指定管理料 (A)	本来の指定管理料 (B)	差額 (A) - (B) = (C)
子ども夢パーク (生涯学習財団 ・フリースペースたまりば)	67,897,300 円	64,708,729 円	3,188,571 円
青少年の家 (生涯学習財団 ・教育活動総合サポートセンター)	78,533,487 円	74,942,539 円	3,590,948 円
黒川野外活動センター (国際自然大学校)	26,089,013 円	24,854,727 円	1,234,286 円
八ヶ岳少年自然の家 (富士見町開発公社)	284,645,436 円	271,425,261 円	13,220,175 円

(2) 議会への説明の経過

ア 平成27年度決算審査特別委員会市民分科会 (平成27年9月28日)

市民委員から「子ども夢パークの平成26年度管理運営委託料決算額が、前年度と比較して大幅に増額している。」との指摘を受け、青少年育成課においてその内容

を確認したところ、本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、旧税率を考慮することなく税率8%をさらに上乗せし、予算を執行していた事実が判明し、子ども夢パークを含む青少年教育施設4施設において、平成26年度のみならず27年度についても同様の事務処理がなされていたことを確認した。同委員からの「(子ども夢パークの指定管理料が)前年度決算額と比較すると約548万円増加している理由」についての質問に対し、青少年育成課担当課長が「指定管理委託料全体に消費税を税率8%として上乗せした額を予算額としており、執行にあたっては、精査して委託料を決定する必要があったが、予算額全額で執行したために増加したもの」と答弁をした。

イ 平成27年度決算審査特別委員会総括質疑(平成27年10月6日)

決算審査特別委員会委員から「(子ども夢パークの本来の指定管理料より)多く支払った額と今後の対応」、「子ども夢パーク以外で消費税を過払いしている施設とその過払い額」、「再発防止と今後の指定管理業務のチェック体制の見直し」について質問があり、こども本部長が「差額は、318万8,571円で、今後の対応については平成27年度の執行も含めて、指定管理者等と協議」、財政局長が「3施設あり、その差額は、青少年の家で359万948円、八ヶ岳少年自然の家で1,321万2,001円、黒川野外活動センターで123万4,285円」、砂田副市長が「所管局でのモニタリング、事業評価の他、年度ごとの指定管理者選定評価委員会による評価等、制度の適正な運用を行っており、指定管理者と年度協定書を締結する際に、所管局の複数部署で確認の上予算を執行しているが、チェック体制の見直しなど確認業務を徹底する。」と答弁した。

ウ 平成27年度第5回定例会一般質問(平成27年12月18日)

議員から「指定管理者との協議状況及びミス発見のチェック体制」、「検証と再発防止、課題解決」について質問があり、こども本部長が「指定管理者に対しお詫びし、理由を説明しており、返還等に向けて時期や方法を詰め、今年度内に確定する。また、予算内容の確認、指定管理者との事前協議、予算執行及び協定書締結の際等の機会において、発見のタイミングがあったが見過ごされており、事業担当課と経理担当課双方で、適時適切に、相互に確認するべきものであった。」、菊地副市長が「こども本部からの中間報告では、今回の原因は、消費税率の改定があった中、慎重な事務執行の対応が必要だったが徹底されなかった。再発防止策については、こども本部からの最終的な検証結果の報告を受け、組織横断的な情報の共有や職員一人ひとりの意識、資質の向上に向けた取組を徹底して行い、適正な業務の遂行を図っていく。」と答弁した。

(3) 指定管理者への説明の経過

議会における説明と並行して、こども本部としては、事実確認のための調査を行い、実態把握に努め、また、差額の返納に必要な確認を進めてきた。

平成27年10月27日から順次、各管理運営法人に今回の経過について説明し、

差額分の取扱いに関する今後の対応について協議のお願いを行った。

その後、平成27年12月上旬から平成28年1月下旬にかけて、各管理運営法人との事実確認、対応等の事務調整に努めてきたところである。

2 原因調査

(1) 調査の実施

ア 調査の基本方針

- 本件が、消費税率の改定があった中で生じたミスである事実を重く受け止め、再発の防止に向け、原因を詳らかにする。
- 原因の究明については、ミス発生の経過のみならず、その背景にある職場環境や職員の意識等について、幅広く調査を実施する。
- 再発防止策については、対症療法的な対策ではなく、調査の過程で明らかになった課題を踏まえた総合的な改善策を検討する。
- 1日も早く市民の信頼を回復するため、スピード感を持って取り組み、御迷惑をおかけした指定管理者には誠意を持った対応を図っていく。

イ 調査の推進体制

- 本件は、こども本部が所管する全業務、全職場で起こり得るものであり、早急な原因究明及び再発防止策の策定が必要であるため、こども本部長が中心となって調査を実施し、今後の対策について検討をする。
- 本調査においては、こども本部長の指揮の下こども企画課が事務を所管し、こども本部内の部長級を中心とした関係職員が調査、検討をする。

ウ 調査対象及び日時

調査については、平成25、26、27年度の青少年育成課管理職、職員、こども本部の経理担当等、本件に参与した全16人を対象に、平成27年12月上旬から平成28年1月上旬までの間、聞き取り調査を行った。

(2) 調査の結果

ア 青少年育成課の当時の状況

(ア)平成25年度

①施設管理担当

- 施設管理担当（係長1名、職員2名）は、平成24年度に実施したこども文化センター管理指導業務の区への移管が25年度には定着したという理由で、臨時的応援職員1名を解消し、職員2名となった。
- 施設管理担当職員の減員に伴い、青少年育成課内で協議し、施設管理担当の所管業務のうち青少年教育施設4施設に関する業務を、平成25年度の1年間のみ、育成係（係長1名、職員5名）が担当することとした。

②育成係 青少年教育施設を担当

- 青少年教育施設を担当していた職員（以下「25年度担当職員」という。）が、

一時期育児休業を取得したため、その間、別の育成係の職員（以下「育成係職員」という。）が業務を引き継いだ。

○25年度担当職員は、指定管理者制度についての理解や財務会計システムの処理及び予算見積の作成について経験が浅かった。

(イ)平成26年度

施設指導・調整担当（←施設管理担当から改称） 青少年教育施設を担当

○青少年教育施設の業務所管を、育成係から施設指導・調整担当へ戻した。

○平成27年4月から子ども・子育て支援新制度施行に伴う児童福祉法改正のため、条例制定や放課後児童健全育成事業の事業所面積確保等の準備に追われていた。

(ウ)平成27年度

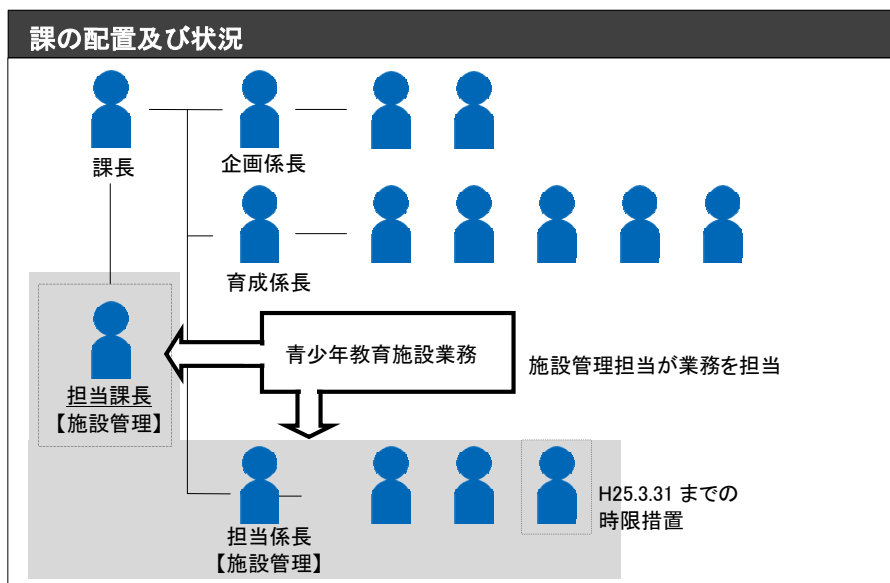
施設指導・調整担当 青少年教育施設を担当

○健全育成担当の職員1名を減員するとともに、青少年教育施設3施設及び子ども文化センターの指定期間満了に伴う業務量増という理由で、施設指導・調整担当に臨時的応援職員1名を増員した。

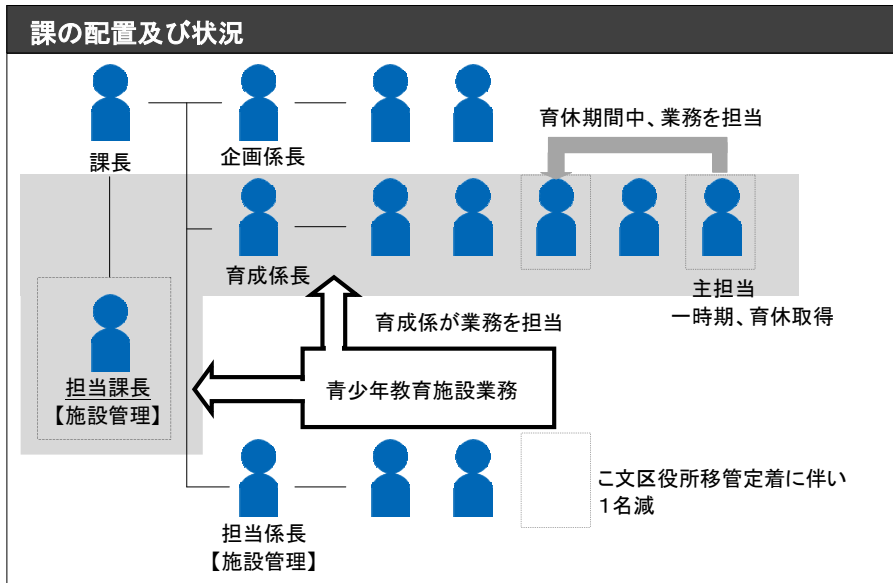
○八ヶ岳少年自然の家において、害虫（トコジラミ）の発生による約5か月の施設利用の休止及びスタッフの不注意による事故への対応が生じ、原因調査、指定管理者への改善指導等に時間を要した。

【青少年育成課の職員配置】

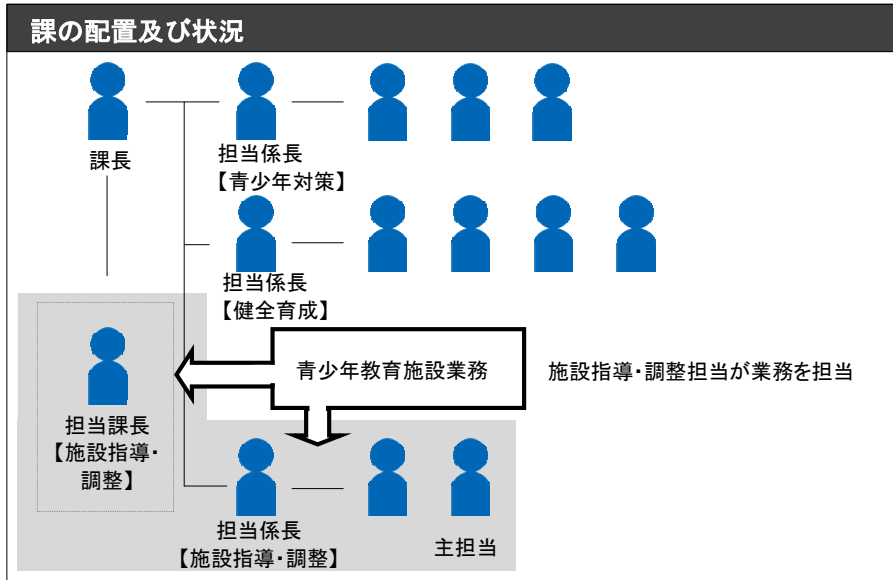
●平成24年度



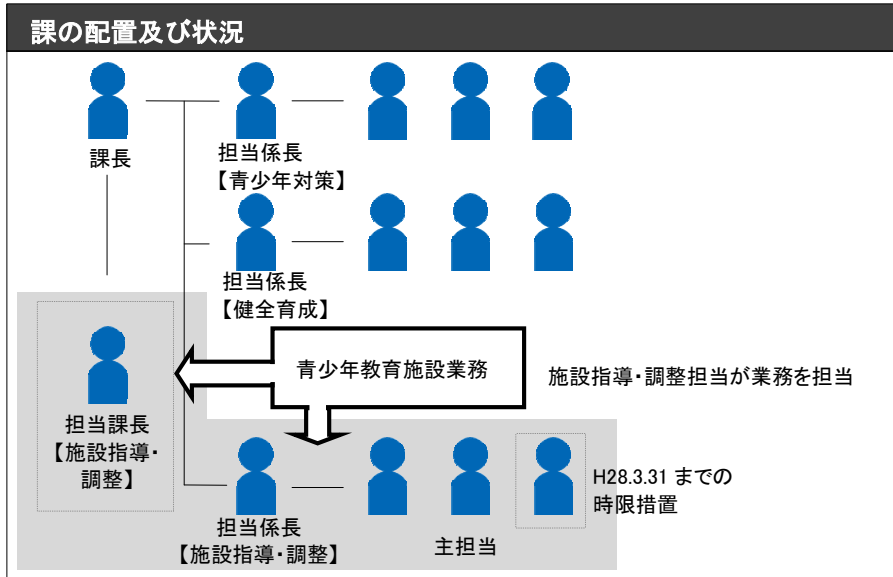
●平成25年度



●平成26年度



●平成27年度



イ 事務処理の流れ

- 子ども夢パーク、青少年の家及び八ヶ岳少年自然の家の3施設については、平成22年度に、黒川野外活動センターについては、平成25年度に、それぞれ指定管理者の更新をしており、5年間の年度ごとの提案額経費見積書を応募団体が指定申請時に提出していた。
- 指定申請時に提出された経費見積書の当該年度の提案額を基に査定をして、青少年育成課で予算見積をした。
- 指定申請後の平成23年4月1日施行の改正川崎市契約条例により作業報酬下限額の規定が適用されたため、青少年育成課においては平成23年度から、提案額に作業報酬下限額の調整を加えて予算見積をしていた。

(ア)平成25年度

- 平成25年9月19日
平成26年度予算見積資料提出、25年度担当職員の育児休業中に引継ぎを受けた育成係職員の積算は、
 - ① 提案額÷105×108（子ども夢パーク、黒川野外活動センター）
 - ②配布された様式により算出した額（青少年の家、八ヶ岳少年自然の家）
※利用料金制を導入しているため
- 平成26年1月上旬
こども本部の経理担当が差替え用の予算査定書を配布
- 平成26年1月中旬
育成係職員が、本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、税率8%を上乗せし、最大額で平成26年度指定管理料を算定
- 平成26年2月20日
青少年育成課係長から、各管理運営法人宛てに指定管理料の内示額について連絡
- 平成26年2月24日
生涯学習財団から青少年育成課に、青少年育成課から連絡した平成26年度指定管理料が増額していることについて確認があったが、本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、税率8%を上乗せし、最大額で算定されているため精査が必要だったにも関わらず、係長が「問題ない。」と回答
- 平成26年3月下旬
育児休業から復帰した25年度担当職員が、平成26年4月1日付けで、平成26年度協定締結・予算執行伺を起案し、決裁終了後、指定管理者と平成26年度協定を締結

(イ)平成26年度

- 平成26年9月7日
平成27年度予算見積資料提出、平成26年度青少年教育施設を担当していた施設指導・調整担当職員（以下「26年度担当職員」という。）が、26年度予算査定資料を基に積算し資料作成
- 平成27年1月中旬

26年度担当職員が、平成26年度指定管理料が本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、税率8%を上乗せし、最大額で算定されていることに気付かず、平成26年度指定管理料の算定資料を基にして平成27年度指定管理料を算定

○平成27年2月3日

生涯学習財団から、平成26年度指定管理料の残額で修繕を行うことについて相談があったが、本来の基本となる指定管理料(内税5%、旧消費税率)に対し、税率8%が上乗せされていることに気付かず、青少年育成課担当課長が了承(青少年育成課長同席)

※その後、富士見町開発公社からも同様の問合せがあり、同様に対応

※詳細は、P15「6 追加修繕の取扱い」参照

○平成27年3月7日

26年度担当職員から各指定管理者に平成27年度指定管理料の金額及び四半期ごとの支払額案について確認を依頼

○平成27年4月上旬

平成27年度青少年教育施設を担当している施設指導・調整担当職員が、平成27年4月1日付けで平成27年度協定締結・予算執行伺いを起案し、決裁終了後、指定管理者と平成27年度協定を締結

3 発生要因の分析(職員からの聞き取りより)

(1) 組織内のコミュニケーション不足

○青少年教育施設に関する業務については、年度当初は、25年度担当職員が担当していたが、25年度担当職員が育児休業を取得している期間は、別の育成係職員が業務を引き継いだ。25年度担当職員が育児休業から復帰後、再度、青少年教育施設に関する業務を担当した。復帰時に係長と育成係職員から業務を引き継ぐ中で、各青少年教育施設の平成26年度指定管理料の積算に疑義がある可能性に気づき、両名に確認はしたものの、それ以上追及することなく予算額満額で財務会計システムにより契約準備伺いを起案した。

○25年度担当職員と上司、同僚間には、相互のコミュニケーション不足があり、育児休業取得時及び復帰時に業務の引継ぎが十分なされないなど、お互いに業務に関する情報共有を丁寧に行っていなかった。

(2) 管理監督者のマネジメント能力及び危機管理意識の低さ

○平成25年度の青少年育成課係長は、25年度担当職員等の部下及び指定管理者から、平成26年度指定管理料の積算に疑義のある可能性があることについて指摘を受けていた。しかしながら、予算執行時に精査をしなければいけないことについて十分認識できていなかった。そのため、指定管理者からの問合せに対しても「問題はない。」と回答をしていた。

○平成26年度の青少年育成課長及び担当課長は、平成26年度指定管理料の残額の扱いに関する指定管理者からの問合せに対して、単純な余剰金との思い込みから修

繕に充てることを了承してしまった。

- 平成25、26、27年度の青少年育成課の一部の管理職は、各管理職が所管する業務における会計事務上の一連の流れやその進捗状況等について、職員から報告は受けていたが、その詳細について内容の確認を行わなかった。
- 平成27年度の青少年育成課の管理職は、本件について、平成27年決算審査特別委員会市民分科会で指摘を受けた後も、職員に問題を明示し、組織一丸となって課題解決に取り組むよう業務分担を指示するまで時間を要した。また、指定管理者に対し、差額分の取扱いのお願いをしたのが10月下旬、協議の申入れを行ったのが12月上旬から1月上旬にかけて、本件を指摘した市民委員に状況の経過説明をしたのが12月半ばであり、迅速な対応ができていなかった。

(3) 職員の会計事務に対する意識の欠如

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）、川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）、川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）等の根拠法令等に基づき、予算見積、予算の執行、決算等の一連の会計事務を遂行する意識が欠如していた。また、上司にも十分な説明をしていなかった。
- 指定管理料について、前例踏襲で積算等の事務手続きをするなど、予算見積や執行上の意義を正しく認識できていたとは言い難い。

(4) 青少年育成課特有の組織運営上の課題

- 青少年育成課においては、青少年育成課長と青少年育成課担当課長〔施設指導・調整〕（平成26、27年度名称、25年度は「施設管理」）の職務範囲を明確に区分しているため、病休者や事故等の不測の事態が発生し、一方の所管業務量が激増しても、両方で協議の上連携し、事態の打開を図るための調整を適時適切に行えていなかった。
- 平成26年度青少年育成課長は、「施設指導・調整担当の時間外は、課内の他の職員と比較して際立って多い。」（平成26年度施設指導・調整担当職員の月平均時間外は約55時間、他の担当は約15時間）と話している。また、職員も「施設指導・調整担当だけ、業務量に対しての職員数が極端に少ない。」と述べているように、課内の担当間における業務量のアンバランスは明らかである。平成27年度途中で、一部の業務を施設指導・調整担当から健全育成担当に割り振るなど業務の平準化を図ったが、施設指導・調整担当の時間外勤務及び負担感は軽減されていない。

4 再発防止に向けた取組

こども本部では、本件が平成27年決算審査特別委員会市民分科会での指摘を契機に、平成25、26、27年度の青少年育成課管理職と職員、こども本部の経理を担当する職員等に聞き取り調査を行ってきた。

この結果から導き出された事実や課題に対する検証を行い、今後、こうした業務執行上のミスが発生させないため、課題解決の図られる組織づくりや各職員のスキルアップ、

意識改革といった再発防止に向けた取組を推進していく。

(1) 組織づくりに関する取組

ア 複数担当制の導入

調査の結果、青少年育成課では、各々の業務が担当職員一人に任されていたため、業務に関する情報の共有化が徹底されていなかった。そのため、職員相互のチェック機能が十分でなかっただけでなく、例えば、年度途中で担当職員が育休等により不在になると、当該業務を他の職員が引き継いだ際、経験不足と少ない情報の中で事務を執行していた。

今後、こども本部としては、原則全業務、特に執行予算額の多い事業や重要な事業においては、主担当、副担当による複数担当制を導入して相互に補完し合う体制を取り、ダブルチェック機能を強化するとともに、職員同士が自身の業務だけではなく他の業務も理解することにより幅広い知識を習得し、組織内での協力、支援技術を磨き、組織全体のチームワーク力の向上につなげるものとする。

また、複数担当制の導入により、一人に業務を集中させず負担感を軽減させるとともに、職員相互のけん制機能を高め、不祥事の防止にもつなげるものとする。

イ 情報共有の徹底

調査の結果、平成25年度当時の青少年育成課では、明らかに組織内での情報共有が図られていなかった。

今後は、こども本部内の全組織（各課単位）において、業務上のリスクの把握とリスク分散を図ることを目的に、必要に応じて課内会議を実施するなど、情報の共有化を徹底していく。

ウ 相互けん制機能の強化

調査の結果、こども本部の経理担当は、財政局からの連絡事項を青少年育成課に説明していたが理解できたか確認をしていなかった。経理担当は、相手は理解しているものと思い込んだ上での説明を行っており、理解度に対する配慮が欠如していたため、情報を発する側である経理担当と受け取る側である事業課双方で認識の違いが生じていた。

今後、こども本部としては、情報を正確に伝達するため、本件のような事例については、「歳入歳出事業別予算資料」等に特記事項を付記し、経理担当が記録として確実に残すなど、いつ、どこで、誰が確認しても共通認識が持てる情報の共有を図っていくものとする。

エ 平成28年度こども未来局設置による組織体制の強化

平成28年4月1日に、子どもに係る施策の一層の推進を図るため、こども未来局が設置される。そこで、総務部庶務課経理係を新設し経理係長を増員するほか、青少年育成課を青少年支援室に改編し、管理職を増員するなど体制の強化を図る。

平成28年度以降は、青少年支援室内での管理職による指導を強化するとともに、庶務課経理係長を専任配置することで相互けん制機能を強化していくものとする。

(2) 管理監督者の組織マネジメント力向上のための取組

ア 風通しの良い職場環境づくり

調査の結果、平成25年度当時の青少年育成課では、組織内におけるコミュニケーションが円滑に行われていたとは言い難い状況だった。

職場の風通しが良く、職員が相互に支え合い、上司や同僚ともきめ細やかな意思疎通ができる雰囲気があると、組織に活力も生まれ、業務執行上のミスを相互に予防するのに大きな効果があると考えられる。

そこで、管理監督者は、職員相互の情報交換や対話を深め、課題や悩みを共有しながら、職員一人ひとりが意欲的に職務を遂行し、「報告」、「連絡」、「相談」が実施できる職場環境づくりに取り組むものとする。

イ 所管業務に関する管理の徹底

調査の結果、青少年育成課の一部の管理職は、会計事務上の一連の流れやその進捗状況等について、掌握しきれていないものがあった。

今後、こども本部としては、会計事務を含む全業務において、全管理職が、職員からの報告及び自身による確認等、より一層所管業務を把握するよう徹底するものとする。

ウ 管理監督者による業務執行上のミスを発見する力の向上

業務執行上のミスについて、川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）に基づき、各管理職は、自身の有する事務執行上の権限と責任の範囲において確実に発見できるよう、庁内外の研修の活用や自己研鑽に励むなど能力の向上に努めるものとする。

エ 管理監督者の危機管理能力の向上

管理監督者は、常に危機管理に対する意識を強く持ち、様々な課題等に備えた適時適切な調整や迅速な行動をしなければならない。

大きな問題につながりかねない業務執行上のミス等を早期に発見するために、庁内外の研修や、こども本部の部長級職員から課長級職員に向けて実施するトップマネジメント研修、さらには定期的に関催する事例研修等を活用するなど、危機管理意識の向上を図る取組を積極的に推進するものとする。

(3) 職員の人材育成に関する取組

ア 会計事務に関する能力の向上

調査の結果、青少年育成課の一部の職員は、会計事務に精通しているとは言えず、根拠法令等を確認しながら業務を遂行する意識が不足していた感は否めない。

管理職だけではなく、職員においても、国の法令、市の条例・規則、特に、川崎市予算及び決算規則、川崎市事務分掌規則、川崎市金銭会計規則等、会計事務の執行に必要となる条例・規則等の規定をしっかりと理解し、会計事務に関する処理を

正確に行わなければならない。

また、こども本部は膨大な事業費を扱っており、不適正な事務執行があった場合大きな問題に発展する可能性があるため、適正かつ慎重な会計事務を執り行う必要がある。

今後、こども本部において、会計事務上の流れに沿った適時適切な研修を全職員向けに実施するとともに、制度改正等があった場合は関係職員を対象とした研修を開催するなど職員の能力向上を図るものとする。

イ 職員の意識改革

業務執行上のミスを防止するためには、こども本部の職員一人ひとりが、本件のようなミスは自身の業務、職場でも起こり得るものであると認識し、法令、市の条例、規則等を遵守して業務を遂行していく強い決意を持ち、二度とこのようなミスを発生させないよう、こども本部一丸となって取り組んでいく必要がある。

(4) 指定管理者制度における事務に関する取組

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した公の施設の管理・運営において、民間事業者、社会福祉法人、非営利団体等が包括的に代行することができる制度であり、従来の自治体等が設立した公共団体等を対象とする管理委託制度や民間事業者との業務委託契約と異なり、指定管理者の指定は、法的には議会の議決を経て決定する行政処分にあたるものである。

また、民間事業者等が有するノウハウを活用することによってサービスの質の向上を図ること等を目的に、平成15年6月に地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、同年9月から施行された。

地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なけ

ればならない。

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

こども本部においては、平成17年度から、保育所、こども文化センター等、多くの施設に積極的に指定管理者制度を導入し、利用者へのサービスの向上と効率的・効果的な管理運営に努めてきたところである（青少年教育施設の事務については、平成20年度より、教育委員会事務の委任等に関する規則に基づき、こども本部長が補助執行をしている）。

しかしながら、今回のような事態の発生原因の一つには、管理監督者を含む事務担当者の指定管理者制度に関する制度趣旨や事務手続きの理解度等によるものもあると考えている。

今後は、指定管理者制度をより適正に運用し、更なる利用者へのサービス向上につなげていくためにも、こども本部の再発防止策の取組に加えて、諸課題（適正な指定管理料の算定及び指定期間の設定、指定管理者と市における責任分担や裁量範囲の明確化、モニタリングの確実な実施等）を整理しながら、事業担当者の事務執行を支援するような制度運用上の見直し、体制の構築について、関係局と検討を進めていく。

5 消費税率の改定に伴う算定誤差額の取扱い

(1) 法的根拠等の整理

ア 協定書の法的位置付け等

基本協定書等は、総務省通知（平成15年総行行第87号）を根拠に指定管理者と締結することとなっており、法令上の位置付け又は法的効果については、国からの明確な見解の提示はない。しかしながら、一般的な解釈は、法令上は行政処分の付款と位置付けられており、法的効果については行政上の契約と同じ効果を持つとされている。

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

第2の2(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、自治体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定を締結することが適当であること。

イ 算定誤差額分の返還可否

協定書が民法上の契約行為と同等の法的効果を持つこと、また積算方法に法的根拠がないことから、基本協定書第15条第1項に基づき、当事者間が合意した金額が指定管理料であり、双方の合意形成がされた時点で契約は有効であるため、返還を求めることはできない。

そのため、こども本部としては、指定管理料の算定誤差額分については、各指定管理者と協議し、平成26年度分については返還、平成27年度分については、本来の基本となる指定管理料での変更協定の締結といった事務手続き行う。

(2) 今後の対応

各指定管理者に対し、平成26、27年度の指定管理料のうち、消費税の差額相当分について返納をお願いする。その際、各指定管理者の財政状況については、十分配慮するものとする。

【青少年教育施設の消費税差額】

施設名	平成26年度差額	平成27年度差額
子ども夢パーク	3,188,571円	3,188,571円
青少年の家	3,590,948円	3,590,948円
黒川野外活動センター	1,234,285円	1,234,286円
八ヶ岳少年自然の家	13,212,001円	13,220,175円

※八ヶ岳少年自然の家については、別途平成27年度中の利用休止期間中の指定管理料について、返還が発生する。

- ア 平成27年度消費税率の改定に伴う算定誤差額の返納について
各青少年教育施設と平成27年度年度協定書の変更協定を締結、第四半期の支払額を調整（差額分を減額）し、平成27年度中の返納手続きを行うものとする。
具体的には、1月22日に変更協定を締結し、調整した額で1月29日に第4四半期分の指定管理料を支出する予定。
- イ 平成26年度消費税率の改定に伴う算定誤差額の返納について
各指定管理者に平成26年度年度協定書に基づき返納について協議をしているが、基本的には年度内に返納していただけることで合意。

6 追加修繕費の取扱い

(1) 平成26年度指定管理料での修繕について

平成27年2月、子ども夢パーク、青少年の家及び八ヶ岳少年自然の家の管理運営法人（生涯学習財団及び富士見町開発公社）から、平成26年度指定管理料の余剰金が発生する見込みであり施設に関する修繕費等としての支出が可能か青少年育成課宛て相談があり、かねてより修繕が必要な箇所であったため、施設の維持及び市民サービスの向上に資するものであることから、指定管理者による施設の修繕を認めた。

(2) 今後の対応

平成26年度指定管理料により追加の修繕を行ったものについては、内容を精査し、相当額を各指定管理者に支払う。

【青少年教育施設の平成26年度追加修繕額】

施設名	追加修繕額
子ども夢パーク	2,992,307円
青少年の家	2,676,240円
黒川野外活動センター	該当なし
八ヶ岳少年自然の家	7,283,428円

<参考>追加修繕費分の他に、各施設において平成26年度に次の修繕費を支出

施設名	平成26年度修繕額
子ども夢パーク	1,774,631円
青少年の家	2,027,235円
黒川野外活動センター	355,997円
八ヶ岳少年自然の家	9,226,795円

参 考 资 料

案

平成 27 年度川崎市子ども夢パークの管理に関する年度協定書の一部を変更する協定書

川崎市教育委員会（以下「甲」という。）、川崎市（以下「乙」という。）及び川崎市子ども夢パーク共同運営事業体（以下「丙」という。）との間で平成 27 年 4 月 1 日に締結した平成 27 年度川崎市子ども夢パークの管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

1 年度協定第 1 条の指定管理料について、「金 67, 897, 300 円（消費税及び地方消費税含む。）」を「金 64, 708, 729 円（消費税及び地方消費税含む。）」に改める。

2 年度協定第 2 条の支払方法について、「(4) 第 4 四半期 1 月 金 16, 974, 000 円」を「(4) 第 4 四半期 1 月 金 13, 785, 429 円」に改める。

この協定書は平成 年 月 日から効力を生ずるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書を 3 通作成し、当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市教育委員会

乙 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

丙 川崎市中原区今井南町 28 番 41 号
川崎市子ども夢パーク共同運営事業体
代表者
公益財団法人川崎市生涯学習財団
理事長 金井 則夫

案

平成 27 年度川崎市青少年の家の管理に関する年度協定書の一部を変更する協定書

川崎市教育委員会（以下「甲」という。）、川崎市（以下「乙」という。）及び川崎市青少年の家共同運営事業体（以下「丙」という。）との間で平成 27 年 4 月 1 日に締結した平成 27 年度川崎市青少年の家の管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

1 年度協定第 1 条の指定管理料について、「金 7 8, 5 3 3, 4 8 7 円（消費税及び地方消費税含む。）」を「金 7 4, 9 4 2, 5 3 9 円（消費税及び地方消費税含む。）」に改める。

2 年度協定第 2 条の支払方法について、「(4) 第 4 四半期 1 月 金 1 9, 6 3 3, 0 0 0 円」を「(4) 第 4 四半期 1 月 金 1 6, 0 4 2, 0 5 2 円」に改める。

この協定書は平成 年 月 日から効力を生ずるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書を 3 通作成し、当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市教育委員会

乙 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

丙 川崎市中原区今井南町 28 番 41 号
川崎市青少年の家共同運営事業体
代表者
公益財団法人川崎市生涯学習財団
理事長 金井 則夫

案

平成 27 年度川崎市黒川青少年野外活動センターの管理に関する年度協定書の一部を
変更する協定書

川崎市教育委員会（以下「甲」という。）、川崎市（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人
国際自然大学校（以下「丙」という。）との間で平成 27 年 4 月 1 日に締結した平成 27 年度川崎市黒
川青少年野外活動センターの管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）の一部を変更す
る協定書を次のとおり締結する。

1 年度協定第 1 条の指定管理料について、「金 2 6, 0 8 9, 0 1 3 円（消費税及び地方消費税含
む。）」を「金 2 4, 8 5 4, 7 2 7 円（消費税及び地方消費税含む。）」に改める。

2 年度協定第 2 条の支払方法について、「(4) 第 4 四半期 1 月 金 6, 0 0 0, 0 0 0 円」を「(4)
第 4 四半期 1 月 金 4, 7 6 5, 7 1 4 円」に改める。

この協定書は平成 年 月 日から効力を生ずるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書を 3 通作成し、当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市教育委員会

乙 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

丙 東京都狛江市岩戸北 4 丁目 17 番 11 号
特定非営利活動法人 国際自然大学校
理事長 佐藤 初雄

案

平成 27 年度川崎市八ヶ岳少年自然の家の管理に関する年度協定書の一部を変更する 協定書

川崎市教育委員会（以下「甲」という。）、川崎市（以下「乙」という。）及び一般社団法人富士見町開発公社（以下「丙」という。）との間で平成 27 年 4 月 1 日に締結した平成 27 年度川崎市八ヶ岳少年自然の家の管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

1 年度協定第 1 条の指定管理料について、「金 2 8 4, 6 4 5, 4 3 6 円（消費税及び地方消費税含む。）」を「金 2 7 1, 4 2 5, 2 6 1 円（消費税及び地方消費税含む。）」に改める。

2 年度協定第 2 条の支払方法について、「(4) 第 4 四半期 1 月 金 7 1, 1 6 1, 0 0 0 円」を「(4) 第 4 四半期 1 月 金 5 7, 9 4 0, 8 2 5 円」に改める。

この協定書は平成 年 月 日から効力を生ずるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書を 3 通作成し、当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市教育委員会

乙 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

丙 長野県諏訪郡富士見町富士見 6666 番地 703 号
一般社団法人富士見町開発公社
理事長 小林 一彦

